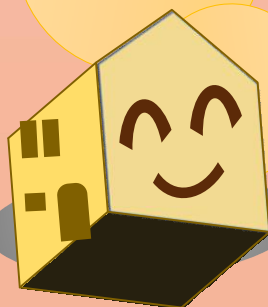


ぜひ活用して  
ください!

# ふるさとのもので

# つくる木造建築

# 支援事業のご案内



藤岡市内に自身が居住するための住宅又は店舗・事務所などを、地域材<sup>(※1)</sup>を使って新築または増改築する人を支援します。

(※1) 「ぐんま優良木材」のうち「藤岡市内で伐採された木材」又は「藤岡市内のぐんま優良木材認証工場製材又は加工された木材」

## 主な要件

- ・ (新築住宅) 延床面積が80㎡以上280㎡以下の一戸建て
- ・ 地域材を8㎡以上使用 (増改築の場合、1㎡以上)
- ・ 施工業者が建築一式工事の許可を受けている
- ・ 新築：申請した年度内に上棟する  
増改築：申請した年度内に完成する

## 新規追加対象

❖ 店舗や事務所などの非住宅も補助対象とします ❖

- ・ 地域材の使用  
新築：8㎡以上使用  
増改築：1㎡以上使用
- ・ 1㎡あたりの補助額：3万円  
(住宅上限45万円／  
非住宅上限60万円)

## 新築住宅の補助の場合(例)

構造材、化粧材、造作家具に合計8㎡以上の地域材を使用している新築住宅に対して、地域材の使用量に応じた金額を補助します。

地域材使用量	補助金額
地域材1㎡あたり	3万円
(例) 8㎡使用 (最少)	24万円
15㎡使用 (最大)	45万円

店舗付き住宅などの併用住宅の場合は、住宅部分の地域材が対象です。

## 転入者への補助<sup>(※2)</sup>

補助対象の住宅を新築し、市外から藤岡市へ転入する場合に加算します。

補助金額 10万円

(※2) 次のいずれかに該当する人を転入者とします。

藤岡市に転入後1年以内又はこれから転入しようとする人  
藤岡市から転出後3年以上が経過し、再度転入する人

鬼石地区に補助対象の住宅を新築して転入する人は、さらに10万円の補助が受けられます。



鬼石地区の補助についての問合せ先  
鬼石総合支所 鬼石振興課 TEL: 0274-52-3111

森林を守り、育て、活用する循環型の森林政策の一環として、地域材の活用を推進しています。

詳しくはこちらで  
ご確認ください



藤岡市役所 森林課

電話:0274-50-4441 (平日8:30~17:15)

藤岡市

